

令和4年第13回苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和4年10月12日（水）午前9時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 報告

報告第1号 裁判員候補者予定者名簿について

報告第2号 検察審査員候補者予定者名簿について

報告第3号 苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動
の公費負担に関する条例の一部改正について

3 議案

議案第1号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第2号 在外選挙人名簿の登録抹消について

4 その他

2 報告

報告第1号

裁判員候補者予定者名簿について

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条の規定により、裁判員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和4年10月12日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

- 1 選定録 別冊「苫小牧市裁判員候補者予定者選定録」のとおり
- 2 調製結果 別冊「裁判員候補者予定者名簿」のとおり

報告第2号

検察審査員候補者予定者名簿について

検察審査会法第10条の規定により、検察審査員候補者予定者の選定及び名簿調製を下記のとおり行ったので報告する。

令和4年10月12日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

- 1 選定録 別冊「苫小牧市検察審査員候補者予定者選定録」のとおり
- 2 調製結果 別冊「検察審査員候補者予定者名簿」のとおり

報告第3号

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正されたため、その内容を報告する。

令和4年10月12日報告

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

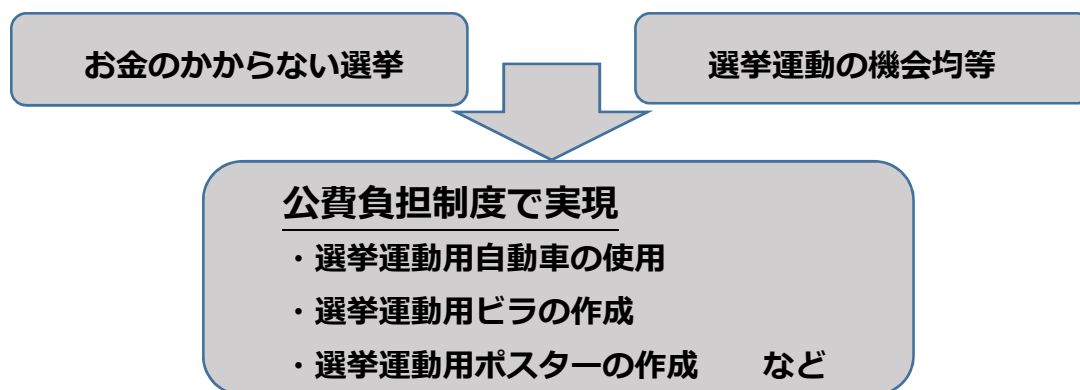
記

- 1 改正の概要 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を公職選挙法施行令に準じて改正する。
- 2 新旧対照表 別紙のとおり
- 3 施行日 令和4年9月28日

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

1 公費負担について（公職選挙法で規定）

国や地方公共団体が候補者の選挙運動の費用を限度額の範囲内で負担する制度



2 改正の概要

最近の物価変動等を踏まえて、令和4年4月6日に施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令により、国政選挙に関する公費負担の限度額が引き上げられた。

これに伴い、苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を公職選挙法施行令に準じて改定する。

3 改正点

(1) 選挙運動用自動車の使用に関する公費負担の限度額（条例第5条第2号関係）

区 分	改正単価	現行単価
一般運送契約以外の契約		
自動車の借入	16,100円	15,800円
燃料費	7,700円	7,560円

(2) 選挙運動用ビラの作成に関する公費負担の限度額(条例第7条及び第9条関係)

区 分	改正単価	現行単価
ビラの作成	7円73銭	7円51銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成に関する公費負担の限度額(条例第12条第1号関係)

区 分	改正単価	現行単価
ポスター作成印刷費	541円31銭	525円06銭
ポスター作成企画費	316,250円	310,500円

4 施行期日

公布の日

○苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第32号）

改正案	現行
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第5条 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者に係る候補者届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 《略》</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第5条 《略》</p> <p>(1) 《略》</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者に係る候補者届出日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）</p> <p>ウ 《略》</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>

<p>第7条 候補者は、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第7条 候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第3条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が第1号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、同号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて第2号に定めるところにより算定した数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも</p>	<p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が第1号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、同号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて第2号に定めるところにより算定した数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したも</p>

のに限る。) を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)

のに限る。) を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第3条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(1) 525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310, 500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)

(2) ポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)

施行日：公布の日

3 議案

議案第1号

選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年9月30日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 189人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年5月31日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 309人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和4年9月30日以前に在外選挙人名簿への登録の移転をしたので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

- 4 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第4号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和4年10月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖 孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和4年10月1日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号移転者及び第4号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	市立苫小牧東中学校	1	2	3	6	2	8				7	4	11	-11	-19	-30	1,433	1,647	3,080
2	市立若草小学校	1	2	3	3	3	6				4	5	9	1	1	2	877	1,017	1,894
3	新中野総合福祉会館	5	0	5	7	4	11				12	4	16	3	1	4	2,158	1,937	4,095
4	文化交流センター	1	3	4	5	1	6				6	4	10	-2	-6	-8	1,486	1,472	2,958
5	市立苫小牧西小学校	0	2	2	1	1	2				1	3	4	5	2	7	1,675	1,986	3,661
6	市立大成小学校	3	2	5	5	2	7				8	4	12	2	-1	1	1,098	1,341	2,439
7	西町総合福祉会館	3	1	4	2	1	3				5	2	7	6	11	17	1,164	1,770	2,934
8	市立北光小学校	1	4	5	5	2	7				6	6	12	-7	-5	-12	1,669	1,922	3,591
9	市立啓北中学校	4	4	8	4	3	7				8	7	15	2	7	9	1,703	1,970	3,673
10	見山町総合福祉会館	1	0	1	1	2	3				2	2	4	7	2	9	983	1,240	2,223
11	第八区総合福祉センター	2	0	2	9	4	13				11	4	15	-2	5	3	1,749	1,755	3,504
12	市立清水小学校	1	0	1	5	2	7				6	2	8	-1	0	-1	958	970	1,928
13	市立和光中学校	2	1	3	10	8	18				12	9	21	2	0	2	1,796	1,763	3,559
14	市立緑小学校	3	3	6	6	7	13				9	10	19	8	1	9	2,513	2,755	5,268
15	住吉コミュニティセンター	1	3	4	5	4	9				6	7	13	2	4	6	1,176	1,491	2,667
16	市立美園小学校	2	4	6	3	6	9				5	10	15	3	-3	0	1,958	1,816	3,774
17	新明町総合福祉会館	2	0	2	2	1	3				4	1	5	3	2	5	968	894	1,862
18	苫小牧地域職業訓練センター	5	3	8	10	2	12				15	5	20	-5	-5	-10	2,510	2,345	4,855
19	市立明野中学校	4	2	6	7	4	11				11	6	17	-2	-4	-6	1,915	2,042	3,957
20	市立光洋中学校	1	2	3	2	0	2				3	2	5	-1	3	2	810	846	1,656
21	市立糸井小学校	2	4	6	7	3	10				9	7	16	-16	-1	-17	2,044	2,040	4,084
22	市立北星小学校	3	1	4	1	5	6				4	6	10	2	7	9	1,459	1,649	3,108
23	市立豊川小学校	3	1	4	3	2	5				6	3	9	-3	0	-3	1,029	1,235	2,264
24	市立啓北中学校山なみ分校	0	2	2	2	2	4				2	4	6	-2	-5	-7	1,917	2,044	3,961
25	しらかば総合福祉会館	1	4	5	4	2	6				5	6	11	1	-2	-1	1,688	2,045	3,733
26	市立日新小学校	2	3	5	3	4	7				5	7	12	-4	-5	-9	2,268	2,541	4,809
27	柏木町町内会館	4	3	7	4	4	8				8	7	15	1	-3	-2	2,459	2,770	5,229
28	市立泉野小学校	3	4	7	2	3	5				5	7	12	-2	-5	-7	1,751	1,951	3,702
29	市立澄川小学校	4	3	7	2	4	6				6	7	13	-1	3	2	2,728	3,124	5,852
30	ときわ町総合福祉会館	0	5	5	5	3	8				5	8	13	0	1	1	1,587	1,765	3,352
31	市立錦岡小学校	4	3	7	1	4	5				5	7	12	1	-1	0	1,792	1,860	3,652
32	のぞみコミュニティセンター	10	2	12	6	2	8				16	4	20	10	3	13	2,426	2,594	5,020
33	北海道苫小牧支援学校	5	3	8	3	2	5				8	5	13	1	1	2	1,431	1,744	3,175
34	樽前交流センター	3	3	6	0	0	0				3	3	6	1	-1	0	211	254	465
35	沼ノ端コミュニティセンター	0	0	0	12	3	15				12	3	15	0	3	3	1,809	1,642	3,451
36	市立沼ノ端小学校	2	2	4	6	2	8				8	4	12	3	4	7	1,846	1,842	3,688
37	市立拓勇小学校	2	4	6	16	12	28				18	16	34	-4	-1	-5	5,310	4,753	10,063
38	市立ウトナイ小学校	3	6	9	6	7	13				9	13	22	-3	2	-1	3,710	3,623	7,333
39	勇弘公民館	1	0	1	0	1	1				1	1	2	0	0	0	740	779	1,519
40	植苗ファミリーセンター	2	2	4	4	1	5				6	3	9	2	4	6	588	630	1,218
合	計	97	93	190	185	125	310	0	0	0	282	218	500	0	0	0	69,392	73,864	143,256

前回9月1日現在選挙人名簿登録者数
69,674 74,082 143,756

議案第2号

在外選挙人名簿の登録抹消について

在外選挙人名簿に登録されている者を、公職選挙法第30条の11第2号の規定により、その登録を下記のとおり抹消する。

令和4年10月12日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

登録抹消する者

最終住所	経由領事官の名称	氏名	生年月日	抹消理由
苫小牧市 [REDACTED]	オークランド日本 国総領事館	[REDACTED]	[REDACTED]	国内の市町村において 住民票が新たに作成さ れた日後4箇月を経過
苫小牧市 [REDACTED]	ニュージーランド 日本国大使館	[REDACTED]	[REDACTED]	国内の市町村において 住民票が新たに作成さ れた日後4箇月を経過
苫小牧市 [REDACTED]	フィジー日本国大 使館	[REDACTED]	[REDACTED]	国内の市町村において 住民票が新たに作成さ れた日後4箇月を経過
苫小牧市 [REDACTED]	フィジー日本国大 使館	[REDACTED]	[REDACTED]	国内の市町村において 住民票が新たに作成さ れた日後4箇月を経過
苫小牧市 [REDACTED]	在インドネシア大 使館	[REDACTED]	[REDACTED]	死亡

令和4年9月1日 現在の登録者総数 (A)			今回登録された者 の数 (B)			今回抹消された者 の数 (C)			令和4年10月12日現在の 登録者総数 ((A) + (B) - (C) = (D))		
男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
		人			人			人			人
15	20	35	0	0	0	2	3	5	13	17	30